

令和2年度

※令和2年7月17日現在

## 『新型コロナウイルス感染症』

の影響を受けた事業主の皆様のための

## 制度活用ハンドブック

【特集】



広島県商工労働局

※新型コロナウイルス感染症関連以外の事業は別冊子でご用意しております。<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/67/02-syokouhandbook.html>

# 目 次

『広島県』の支援制度について						
項 目	融資、補助金 ファンド	情報提供 相談、専門家 派遣	研修 セミナー イベント	その他	担当所属	頁
1	経営相談をしたいとき		○	○	経営革新課	1
2	資金繰りを改善したいとき	○			経営革新課	1
3	事業継続を行うための支援を受けたいとき			○	イノベーション推進チーム	2
4	採用活動についての支援を受けたいとき	○			雇用労働政策課	3
5	雇用維持するための支援を受けたいとき		○		雇用労働政策課	3
6	雇用調整助成金の申請費用等について支援を受けたいとき	○			雇用労働政策課	4
7	ECサイトを活用して、販路開拓したいとき			○	商工労働総務課	5
8	クラウドファンディングの活用による資金調達支援を受けたいとき	○			観光課	6
9	クラウドファンディングの活用による資金調達支援を受けたいとき（飲食店等対象）	○			観光課	7
10	「宿泊割引プラン」造成のための支援を受けたいとき	○			観光課	8
11	「旅行割引プラン」造成のための支援を受けたいとき	○			観光課	9
12	研究開発に関する支援を受けたいとき	○			イノベーション推進チーム	10
13	マスク等個人防護具等の製品化・事業化のための支援を受けたいとき	○			医工連携推進PT	12
コロナ対策を含む中小企業向けの支援策について（関連サイトへのリンク）						13
『国』の支援制度について（関連サイトへのリンク）						13
『市町』の支援制度について（関連サイトへのリンク）						13

※記載内容は、令和2年7月17日時点のものです。  
制度等を御活用の際は、各窓口で御確認ください。

# 1 経営相談をしたいとき

## 《 相談窓口 》

### ◎ 県・商工団体の合同相談窓口（中小・小規模事業者に対する支援）

概 要	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者を対象とした相談窓口を 広島商工会議所と広島県商工会連合会と合同で設置しています。 資金繰りや雇用などのご相談に経営指導員等が対応します。										
内 容	<p>&lt;合同相談窓口の概要&gt;</p> <table border="1"> <tr> <td>相 談 開 始 日</td> <td>令和2年3月26日（木）から</td> </tr> <tr> <td>相 談 日 時</td> <td>9：00～17：00（土日・祝日は除く）</td> </tr> <tr> <td>相 談 方 法</td> <td>面談，電話，メール</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>広島県庁東館3階 経営革新課内</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td>082-513-3321</td> </tr> </table> <p>※平日は，地域の商工会議所や商工会でも相談窓口を設置していますので， ご相談ください。【制度活用ハンドブック【全集】P90～92参照】</p>	相 談 開 始 日	令和2年3月26日（木）から	相 談 日 時	9：00～17：00（土日・祝日は除く）	相 談 方 法	面談，電話，メール	場 所	広島県庁東館3階 経営革新課内	電 話 番 号	082-513-3321
相 談 開 始 日	令和2年3月26日（木）から										
相 談 日 時	9：00～17：00（土日・祝日は除く）										
相 談 方 法	面談，電話，メール										
場 所	広島県庁東館3階 経営革新課内										
電 話 番 号	082-513-3321										
窓 口	県・商工団体 合同相談窓口（広島県商工労働局経営革新課内） TEL 082-513-3321										

# 2 資金繰りを改善したいとき

## 《 県費預託融資制度 》




### ◎新型コロナウイルス感染症対応資金

（適用期間は令和3年1月31日まで。※保証申込は令和2年12月31日まで）

対 象	セーフティネット保証4号，5号，危機関連保証の市町長の認定を受けた者（P71参照） ① 上記認定書記載の売上高減少率が5%以上の個人事業主（小規模に限る） ② 上記認定書記載の売上高減少率が15%以上の法人等 ③ 上記認定書記載の売上高減少率が5%以上15%未満の法人等						
限 度 額	4,000万円						
利 率 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 金 名</th> <th>固定金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新型コロナウイルス感染症 対応資金</td> <td>（3年以内）0.8%</td> </tr> <tr> <td>（5年以内）1.0%</td> </tr> <tr> <td>（10年以内）1.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 貸出利率：対象①②は当初3年間は実質無利子。対象期間中に金融機関に対して支 払った約定利息について，後日，県から利子補給します。 信用保証料率：対象① 不要（0.0%） 対象② 不要（0.0%） 対象③ 年0.425%（経営者保証なしの場合は0.525%） 融資期間：運転・設備・借換10年（据置5年） ※原則既往の信用保証付き融資からの借換に限る ※ただし，新型コロナウイルス感染症対応資金間での借換は原則不可</p>	資 金 名	固定金利	新型コロナウイルス感染症 対応資金	（3年以内）0.8%	（5年以内）1.0%	（10年以内）1.2%
資 金 名	固定金利						
新型コロナウイルス感染症 対応資金	（3年以内）0.8%						
	（5年以内）1.0%						
	（10年以内）1.2%						
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321						


### 3 事業継続を行うための支援を受けたいとき

#### ◎ 新型コロナウイルス感染症対応マニュアル策定支援

概要	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に特化した、すぐに使える『新型コロナウイルス感染症対応マニュアル』の策定を推進し、感染の予防・防止、事業継続力の向上を支援します。
対象	県内に事務所を有する事業者
支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症に関する具体的な対応・行動手順を含めた、今すぐ使える、『新型コロナウイルス感染症対応マニュアル』の策定を支援します。</p> <p><b>【マニュアルの内容】</b></p> <p>(1) 予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 感染経路の把握と消毒、手洗い・うがい・咳エチケット、対人距離の確保、体調管理、勤務体制・定例業務の変更等</li> </ul> <p>(2) 感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 従業員・家族・取引先で感染者が発生した場合の対応、濃厚接触者への対応等</li> </ul> <p>(3) 事業継続・復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 立ち入り制限と汚染物の消毒、事業の縮退と中断、事業の再開等</li> </ul> <p><b>【策定方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門コンサルティング（事業委託先）による、Web会議システムや電話を用いた非対面方式による策定に係る助言等</li> <li>○ お申込み時に、Web会議システムの利用の可否等を申し出ていただきます。</li> <li>○ 各社1回完結（2時間程度）</li> <li>○ 『対応マニュアル』のひな型を提供し、事業の内容や組織体制に合わせて、各社でカスタマイズして策定・活用</li> </ul> <p><b>【策定お申込み・参加資格】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本事業を受講するには、別途、実施を予定する『令和2年度広島県BCP（事業継続計画）策定支援事業（緊急時レジリエンス環境整備事業）』に参加していただく必要があります。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参加費無料</li> <li>○ 本事業の受講事業者は、当該マニュアルの他に、BCP（事業継続計画）等のリスクマネジメント等について、専門コンサルティングによる、窓口相談をご利用いただけます。</li> </ul> <p><b>【お申込み先】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次のお申込み先（事業委託先）にお申込みください。              ミネルヴァベリタス株式会社（感染症担当／松井，川村，大久保）              メール：bcphiroshima@minerva-veritas.co.jp              Fax：06-4706-3356              Tel：06-4706-3355</li> </ul> <p>《こちらからのお申込みが簡単です。↓↓↓》</p> <p><a href="http://www.minerva-veritas.co.jp/hiroshima/covid19.html">http://www.minerva-veritas.co.jp/hiroshima/covid19.html</a> </p> <p>《申込用紙の入手は、下記にアクセスしてください↓↓↓》</p> <p><a href="http://www.minerva-veritas.co.jp/hiroshima/img/covid19_hiroshima.pdf">http://www.minerva-veritas.co.jp/hiroshima/img/covid19_hiroshima.pdf</a> </p>
問合せ先	<p>広島県商工労働局イノベーション推進チーム 中小・ベンチャー企業支援担当              事業概要▶ <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/70/covid19bcp.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/70/covid19bcp.html</a>              Tel：082-513-3355</p> 

## 4 採用活動についての支援を受けたいとき

### ◎ 2021 年春卒業予定学生の採用活動（Web 対応）に関する支援（県内中小企業等採用活動支援事業）

概 要	合同企業説明会の中止等により，採用活動に影響を受けている中小企業の皆様の，WEB を活用した採用活動を支援します。詳しくは広島県ホームページをご確認ください。 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/saiyou.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/saiyou.html</a> 
対 象	広島県内に本社を有する中小事業者等
支 援 内 容	「G o ! ひろしま企業紹介動画 WEB」特設サイトへの動画掲載 400 社程度/企業負担なし  【動画作成のための支援】 これから企業紹介動画を作成しようとする企業のためにハウツー動画等を公開しました。さらに，希望者には企業紹介動画作成のためのメール・電話での個別サポート（200 社まで/企業負担なし）も実施。
窓 口	受託事業者：（株）ザメディアジョン TEL 082-503-5035


## 5 社会保険労務士に相談をしたいとき

### ◎社会保険労務士による電話相談窓口（無料）

対 象	広島県内の中小事業者
内 容	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされている事業主を対象として，休業手当の取扱や雇用調整助成金制度などのご相談をお受けします。 ※社会保険労務士が相談をお受けします。
期 間	令和 2 年 5 月 11 日（月）～ 9 月 30 日（水）
窓 口	TEL 082-513-2831 時間：9:00～17:00 《平日のみ》


## 6 雇用調整助成金等により雇用維持を図りたいとき

### ◎広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金

概 要	<p>県内の中小企業や個人事業主の皆様に対して国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」（以下、「雇用調整助成金等」と言う。）の申請手続きに必要な費用を補助します。</p> <p>※ この制度は、県内の全市町と連携し、全県共通の取組として実施します。 事業所の所在地により、支援内容や申請受付期間等が異なりますので、<u>市域の事業主の方は各市の担当窓口へ</u>、<u>町域の事業主の方は県の担当窓口へ</u>ご相談ください。</p>
助成額等	<p>【市域に所在する中小企業，個人事業主】 詳細については、各市の HP 等で御確認ください。</p> <p>【町域に所在する中小企業，個人事業主】 雇用調整助成金等の支給申請にあたって、必要書類等の作成や代行申請等を社会保険労務士に依頼した場合に、支払った費用（消費税を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 10万円を上限に補助対象経費の全額を補助</li></ul>
受付期間	<p>【市域に所在する中小企業，個人事業主】 詳細については、各市の HP 等で御確認ください。</p> <p>【町域に所在する中小企業，個人事業主】 令和2年6月9日（火）から令和3年2月28日（日）まで</p> <p>※ 当日消印有効</p>
窓 口	<p>【市域に所在する中小企業，個人事業主】 詳細については、各市の HP 等で御確認ください。</p> <p>【町域に所在する中小企業，個人事業主】 雇用労働政策課 TEL082-513-2838（平日9時～17時 ※12時～13時は除く）</p> <p>※ 各市の担当窓口など、この補助金の詳細についてはこちらへ <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/ncov2020-kotyoukin.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/ncov2020-kotyoukin.html</a></p> 


## 7 ECサイトを活用して、販路開拓したいとき

### ◎ 県産品の販路拡大のためのキャンペーンサイト「ひろしまモール」の運営

概 要	新型コロナウイルス感染症の影響により、消費が縮小し販売に苦慮している県内の事業者を支援するため、農林水産品や工芸品などの県産品を一元的に紹介し、効果的に購買いただくためのキャンペーンサイトを立ち上げ、事業者の皆様の販路開拓を支援します。
対 象	広島県内の事業者
支 援 内 容	新たにインターネット通信販売を始める事業者への EC サイトへの出品支援，既にインターネット通信販売を行っている事業者の持つ自社サイトのキャンペーンサイトへの掲載により，県産品の消費拡大につなげます。 また，キャンペーン終了後も，自社での EC サイトの開設または強化を希望する事業者には，EC サイト運営のための個別コンサルティングも行います。  【ひろしまモール】  <a href="https://hiroshima-mall.jp/">https://hiroshima-mall.jp/</a>
期 間	サイト開設期間：令和2年6月9日（火）～12月31日（木） ※ 掲載事業者募集期間：令和2年10月30日（金）まで （募集定数に達した時点で締め切ります）
窓 口	広島県産品販路拡大緊急対策事業運営事務局（受託事業者：㈱中国新聞社） TEL 082-236-2271 時間：平日 9:30～17:30

## 8 クラウドファンディングの活用による資金調達支援を受けたいとき


### ◎ 観光関連事業者を対象にした「クラウドファンディング」による資金調達を支援

概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営面で大きなダメージを受けている観光関連事業者の事業継続を図るため、「クラウドファンディング」を活用した資金調達支援を行います。
対象	広島県内の観光関連事業者 (宿泊施設・観光施設・体験メニュー提供事業者等) ※新型コロナウイルス感染症の影響による実損がある事業者であることなど、条件があります。詳細は、特設サイトにてご確認ください。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 支援者に対する返礼（リターン）に要する経費の一部の負担</li><li>○ クラウドファンディング事業者へ支払う決済手数料の負担（上限あり）</li><li>○ 返礼（リターン）となる観光商品やメニューが魅力的なものとなるよう、専門家によるアドバイス等の実施</li></ul> <p>【特設サイト（HITひろしま観光応援プロジェクト）】 </p> <p><a href="https://camp-fire.jp/curations/hithiroshima">https://camp-fire.jp/curations/hithiroshima</a></p>
募集期間	【参加事業者募集】 令和2年7月31日（金）午前10時まで ※今後、募集期間が変更となる可能性があります。
窓口	HITひろしま観光応援プロジェクト事務局 (受託事業者：(一社)日本旅行業協会 中四国支部) TEL：082-258-3505 時間：平日9:30～17:00




## 9 クラウドファンディングの活用による資金調達支援を受けたいとき（飲食店対象）

### ◎ プレミアム付き飲食チケット販売による支援

概要	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営面で大きなダメージを受けている飲食店の事業継続を図るため、クラウドファンディングを活用し、25%のプレミアム付き飲食チケットひろしま好きじゃ券を販売し、飲食店を支援します。
対象	県内の飲食業、料理業、喫茶飲食、社交飲食の生活衛生同業組合に加盟する飲食店 ※新たに組合に加盟した上での参加も可能
支援内容	出資をいただいた方に送付する飲食チケットの25%プレミアム分や、クラウドファンディング運営事業者へ支払う決済手数料を県が負担します。  ■支援上限額 1店舗あたり50万円（出資金40万円＋プレミアム分10万円） ※広く参加を募るため、上限額に達した店舗は、その時点で募集を終了します。 ■飲食店への入金 9月上旬～ ■参加申込方法 専用ホームページ内にある「参加申込フォーム」に必要事項を入力し、お申し込みください。  【「ひろしま好きじゃ券」専用ホームページ】  <a href="https://www.hiroshima-sukijaken.com">https://www.hiroshima-sukijaken.com</a>  ※クラウドファンディングサイトでは、店舗ごとに「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」かどうかわかるように掲載いたします。
実施期間	【参加事業者募集】 令和2年7月22日（水） ※今後、募集期間が変更となる可能性があります。
窓口	とどく！ひろしま実行委員会事務局 ひろしま好きじゃ券係 （受託事業者：一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会） TEL：082-295-0554 または 082-295-0555 FAX：082-295-0554 メール：info@hiroshima-sukijaken.com 時間：平日10：00～17：00


# 10 「宿泊割引プラン」造成のための支援を受けたいとき

## ◎ 県内宿泊事業者等を対象にした「宿泊割引プラン」の造成を支援

概要	観光に対する「安全・安心」を確保しつつ、県内・近隣県へ対象エリアを段階的に拡大した誘客を促進することで、厳しい経営環境にある宿泊事業者を支援することを目的として、「宿泊割引プラン」を造成する場合の割引相当額を補助します。						
対象	次のいずれかに該当する者 (1) 広島県内で旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者 (風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除く) (2) 住宅宿泊事業法に規定する届出を行って住宅事業を営む者						
支援内容	<p>■補助対象となるプラン          広島県の補助金交付決定を受けて、宿泊事業者が造成する宿泊割引プラン          (近隣の飲食店の食事付き・体験プログラム付き・お土産付きなどの各種プラン)          ※既存の宿泊プランの割引も可能</p> <p>■補助対象経費          宿泊割引プランの割引相当額          ※補助金額の詳細は、ホームページでご確認ください。</p> <p>■補助金上限額</p> <p>① 収容人数 100 名以上の施設 3,750,000 円/施設          ② 収容人数 100 名未満の施設 1,500,000 円/施設          ③ 民泊施設 375,000 円/施設</p> <p>【広島県宿泊事業者支援事業 ホームページ】   <a href="http://hiroshima-shukuhaku.com/">http://hiroshima-shukuhaku.com/</a></p>						
実施期間	<table border="1" data-bbox="363 1169 1474 1402"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1169 898 1216">実施期間</th> <th data-bbox="898 1169 1474 1216">地域区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1216 898 1312">令和2年7月上旬(交付決定日)の宿泊～ 令和3年2月28日(日)の宿泊まで</td> <td data-bbox="898 1216 1474 1312">広島県に居住する者を対象とした宿泊割引プラン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1312 898 1402">令和2年8月1日(土)の宿泊～ 令和3年2月28日(日)の宿泊まで</td> <td data-bbox="898 1312 1474 1402">中国地方5県および愛媛県に居住する者を対象とした宿泊割引プラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新型コロナウイルスの感染状況等によって、期日及び地域は変更となる場合があります。          ※補助金の対象となる事業、補助金の額等は変更となる場合があります。</p>	実施期間	地域区分	令和2年7月上旬(交付決定日)の宿泊～ 令和3年2月28日(日)の宿泊まで	広島県に居住する者を対象とした宿泊割引プラン	令和2年8月1日(土)の宿泊～ 令和3年2月28日(日)の宿泊まで	中国地方5県および愛媛県に居住する者を対象とした宿泊割引プラン
実施期間	地域区分						
令和2年7月上旬(交付決定日)の宿泊～ 令和3年2月28日(日)の宿泊まで	広島県に居住する者を対象とした宿泊割引プラン						
令和2年8月1日(土)の宿泊～ 令和3年2月28日(日)の宿泊まで	中国地方5県および愛媛県に居住する者を対象とした宿泊割引プラン						
窓口	広島県観光誘客促進事業事務局(受託事業者:(一社)日本旅行業協会 中四国支部) TEL: 082-221-7261 メール: shukuhaku-hiroshima@or.kntcs.co.jp 時間: 平日 10:00～18:00						

# 11 「旅行割引プラン」 造成のための支援を受けたいとき

## ◎ 旅行者を対象にした「旅行割引プラン」の造成を支援

概要	<p>観光に対する「安全・安心」を確保しつつ、県内・近隣県へ対象エリアを段階的に拡大した誘客を促進することで、厳しい経営環境にある観光関連事業者を支援することを目的として、「旅行割引プラン」を造成する場合の割引相当額を補助します。</p>									
対象	<p>次のいずれかに該当する旅行者                  (1) 旅行業法第2条及び第3条に規定する第1種旅行業・第2種旅行業・第3種旅行業の登録を受けている者                  (2) 地域限定旅行業の登録を受けている者                  (3) OTA (Online Travel Agent) 旅行会社 (※日本国内に法人格を有する者)</p>									
支援内容	<p>■補助対象となるプラン                  広島県の補助金交付決定を受けて、旅行会社が販売する、広島県内における日帰りまたは1泊以上の旅行割引プラン</p> <p>■対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日帰り旅行：広島県内の観光地に1か所以上の立寄りがある（観光・食事など）こと</li> <li>・宿泊を伴う旅行：広島県内の宿泊施設に1泊以上の宿泊があること</li> <li>・募集型企画旅行商品、受注型企画旅行商品、手配旅行（ただし、別に創設している「広島県宿泊事業者支援事業補助金」との併用は不可）を対象とします。</li> </ul> <p>■補助対象経費                  旅行割引プランの割引相当額</p> <p>■補助金上限額                  旅行者ごとに補助金上限額を設定します。</p> <p>※補助金額の詳細や補助上限額等の詳細は、ホームページでご確認ください。  <b>【広島県誘客促進事業 ホームページ】</b>   <a href="http://hiroshima-tours.com/">http://hiroshima-tours.com/</a></p>									
実施期間	<table border="1" data-bbox="363 1205 1474 1585"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1205 820 1256">実施期間</th> <th data-bbox="820 1205 1474 1256">補助金交付の対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1256 820 1361">                     旅行出発日が、                      令和2年7月上旬（交付決定日）                      ～令和3年2月28日（日）まで                 </td> <td data-bbox="820 1256 1474 1361">                     広島県内を出発地とし、旅行参加者は広島県在住者とする広島県内旅行割引プランの造成                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1361 820 1467">                     旅行出発日が、                      令和2年8月1日（土）                      ～令和3年2月28日（日）まで                 </td> <td data-bbox="820 1361 1474 1467">                     中国地方および愛媛県を出発地とし、旅行参加者は中国地方および愛媛県在住者とする広島県内旅行割引プランの造成                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1467 820 1585">                     旅行出発日が、                      令和2年10月1日（木）                      ～令和3年2月28日（日）まで                 </td> <td data-bbox="820 1467 1474 1585">                     日本国内を出発地とし、旅行参加者は日本国内の在住地域を限定しない広島県内旅行割引プランの造成                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※既に商品化されている旅行プランの割引も可能ですが、体験プログラム・飲食・お土産等を組み合わせた新しい旅行割引プランの造成にもご協力ください。                  ※新型コロナウイルスの感染症の状況等によって、期日及び地域は変更となる場合があります。</p>		実施期間	補助金交付の対象事業	旅行出発日が、 令和2年7月上旬（交付決定日） ～令和3年2月28日（日）まで	広島県内を出発地とし、旅行参加者は広島県在住者とする広島県内旅行割引プランの造成	旅行出発日が、 令和2年8月1日（土） ～令和3年2月28日（日）まで	中国地方および愛媛県を出発地とし、旅行参加者は中国地方および愛媛県在住者とする広島県内旅行割引プランの造成	旅行出発日が、 令和2年10月1日（木） ～令和3年2月28日（日）まで	日本国内を出発地とし、旅行参加者は日本国内の在住地域を限定しない広島県内旅行割引プランの造成
実施期間	補助金交付の対象事業									
旅行出発日が、 令和2年7月上旬（交付決定日） ～令和3年2月28日（日）まで	広島県内を出発地とし、旅行参加者は広島県在住者とする広島県内旅行割引プランの造成									
旅行出発日が、 令和2年8月1日（土） ～令和3年2月28日（日）まで	中国地方および愛媛県を出発地とし、旅行参加者は中国地方および愛媛県在住者とする広島県内旅行割引プランの造成									
旅行出発日が、 令和2年10月1日（木） ～令和3年2月28日（日）まで	日本国内を出発地とし、旅行参加者は日本国内の在住地域を限定しない広島県内旅行割引プランの造成									
窓口	<p>広島県観光誘客促進事業事務局（受託事業者：（一社）日本旅行業協会 中四国支部）                  TEL：082-221-7261                  メール：kanko-hiroshima@or.kntcs.co.jp                  時間：平日 10:00～18:00</p>									


## 12 研究開発に関する支援を受けたいとき

### ◎ ものづくり価値創出支援補助金

概 要	これまで自社等で取り組んできた先行開発の成果等を基に、具体的な市場(客先)ニーズを踏まえ、取り組むべき課題と技術構想が明確になっている応用開発・実用化開発を支援します。			
対 象	(1) ものづくり企業等：応用・実用化開発及び事業化の中核を担う、県内に事業所を有する製造業者等(資本金の額又は出資の総額が100億円未満の企業、又は事業を営む個人) (2) 事業管理機関：(1)の補助事業の進行管理等を行う、県内に事業所を有する一般・公益財団法人、一般・公益社団法人、金融機関等			
支援内容	補助対象経費等			
	区 分	ものづくり企業等単独	開発グループ(※1)を構成 又は デジタル化(※2)が研究テーマ	事業管理機関
	補助対象経費	研究費：「試作・試験費」, 「機械装置・工具器具費」 「研究連携費」等 人件費：「直接人件費」		左記補助事業の進行管理等に要する経費
	補助率	研究費：1/2以内 人件費：10/10以内	研究費：2/3以内 人件費：10/10以内	10/10以内
補助限度額	研究費：5,000万円 人件費：2,000万円		進行管理を行う事業の補助金額(人件費除く)の10/100	
(※1) 開発グループ： ものづくり企業等が、応用・実用化開発を実施するため、民間企業等の事業者又は大学等研究機関(県外含)から1者以上を加えて構成 (※2) デジタル化： 組み込み技術を用いた自動制御技術等の「機械制御に係る技術」を事業化後に製品となる機械装置・機械部品等に組み込むことを目的としている応用・実用化開発				
期 間	(1) 公募期間：令和2年7月6日から令和2年8月6日まで(採択予定件数 20件程度) (2) 事業期間：交付決定日から令和3年2月28日まで			
窓 口	広島県商工労働局イノベーション推進チーム ものづくり支援グループ T e l : 0 8 2 - 5 1 3 - 3 3 6 2 事業概要▶ <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/73/monodukurikatisousyutsu.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/73/monodukurikatisousyutsu.html</a>			




◎ 未来ニーズ探索型 F / S 研究開発補助金

概 要	新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式で必要となる新技術・新製品の開発や、今後本県における新たな産業の創出に向けた新技術について、事業化可能性の検証（F / S 研究開発）を行う事業者、又は大学等研究機関に対し支援します。												
対 象	(1) 事業者：県内に事業所を有する製造業者等 （資本金の額又は出資の総額が100億円未満の企業、又は事業を営む個人） (2) 大学等研究機関：短期大学及び高等専門学校又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人												
支援内容	<p>補助対象経費等</p> <table border="1" data-bbox="389 622 1225 920"> <thead> <tr> <th data-bbox="389 622 560 685">区 分</th> <th data-bbox="560 622 884 685">事業者</th> <th data-bbox="884 622 1225 685">大学等研究機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="389 685 560 772">補助対象経 費</td> <td colspan="2" data-bbox="560 685 1225 772">「原材料・加工・試験費」, 「評価等実施費」 「諸経費」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 772 560 831">補助率</td> <td data-bbox="560 772 884 831">2 / 3 以内</td> <td data-bbox="884 772 1225 831">10/10以内</td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 831 560 920">補 助 限度額</td> <td colspan="2" data-bbox="560 831 1225 920">100万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	事業者	大学等研究機関	補助対象経 費	「原材料・加工・試験費」, 「評価等実施費」 「諸経費」		補助率	2 / 3 以内	10/10以内	補 助 限度額	100万円	
区 分	事業者	大学等研究機関											
補助対象経 費	「原材料・加工・試験費」, 「評価等実施費」 「諸経費」												
補助率	2 / 3 以内	10/10以内											
補 助 限度額	100万円												
期 間	(1) 公募期間：令和2年7月6日から令和2年8月6日まで(採択予定件数 10件程度) (2) 事業期間：交付決定日から令和3年2月28日まで												
窓 口	<p>広島県商工労働局イノベーション推進チーム ものづくり支援グループ T e l : 0 8 2 - 5 1 3 - 3 3 6 2 事業概要▶ <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/73/monodukurikatisousyutsu.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/73/monodukurikatisousyutsu.html</a></p> 												

## 13 マスク等個人防護具等の製品化・事業化のための支援を受けたいとき

### ◎ マスク等個人防護具等開発支援事業費補助金（随時募集）

概 要	新型コロナウイルス感染症拡大により不足が深刻化しているマスク等個人防護具等の安定的な供給量を確保するため、県内に事業所を有する「ひろしま医療関連産業研究会」の会員企業が行う、マスク等個人防護具等の製品化・事業化のための研究開発等の事業に要する経費の一部を助成します。									
対 象	県内に事業所を有する「ひろしま医療関連産業研究会」会員企業 ( <a href="https://www.hiwave.or.jp/ikourenkei/">https://www.hiwave.or.jp/ikourenkei/</a> )									
支援内容	<p>・対象事業等</p> <table border="1" data-bbox="368 584 1458 1066"> <tr> <td data-bbox="373 584 580 846">対 象 事 業</td> <td data-bbox="585 584 1453 846">次に掲げるマスク等個人防護具等の製品化・事業化のための研究開発等の事業で、交付決定日から令和3年3月31日までに製品の完成・上市が見込まれる事業   <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     サージカルマスク, サージカルガウン, N95 マスク, アイソレーションガウン, ゴーグル(保護メガネ), 検診用手袋, フェイスシールド, サージカル手袋, 防護服, 手指消毒用アルコール など                 </div> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 853 580 940">補助対象経費</td> <td data-bbox="585 853 1453 940">試作のための「原材料費」や「機械装置費」, 製品の性能評価等を行う「調査等委託費」など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 947 580 1003">補 助 率</td> <td data-bbox="585 947 1453 1003">10 / 10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="373 1010 580 1066">限 度 額</td> <td data-bbox="585 1010 1453 1066">300万円/件</td> </tr> </table>		対 象 事 業	次に掲げるマスク等個人防護具等の製品化・事業化のための研究開発等の事業で、交付決定日から令和3年3月31日までに製品の完成・上市が見込まれる事業  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     サージカルマスク, サージカルガウン, N95 マスク, アイソレーションガウン, ゴーグル(保護メガネ), 検診用手袋, フェイスシールド, サージカル手袋, 防護服, 手指消毒用アルコール など                 </div>	補助対象経費	試作のための「原材料費」や「機械装置費」, 製品の性能評価等を行う「調査等委託費」など	補 助 率	10 / 10	限 度 額	300万円/件
対 象 事 業	次に掲げるマスク等個人防護具等の製品化・事業化のための研究開発等の事業で、交付決定日から令和3年3月31日までに製品の完成・上市が見込まれる事業  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     サージカルマスク, サージカルガウン, N95 マスク, アイソレーションガウン, ゴーグル(保護メガネ), 検診用手袋, フェイスシールド, サージカル手袋, 防護服, 手指消毒用アルコール など                 </div>									
補助対象経費	試作のための「原材料費」や「機械装置費」, 製品の性能評価等を行う「調査等委託費」など									
補 助 率	10 / 10									
限 度 額	300万円/件									
期 間	受付順に随時審査・交付決定し、予算額に達した時点で募集を締め切ります。									
窓 口	医工連携推進プロジェクト・チーム TEL 082-513-3351 (公財)ひろしま産業振興機構 ひろしま医工連携推進センター TEL 082-240-7709									



○ コロナ対策を含む中小企業向けの支援策について

■ ミラサポ plus（経済産業省・中小企業庁が運営）

「中小企業向け補助金・支援サイト」 <https://mirasapo-plus.go.jp/>



○ 『国』の支援制度について（関連サイトへのリンク）

■ 経済産業省

「新型コロナウイルス感染症関連」 <https://www.meti.go.jp/covid-19/>



### 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

- 資金繰り
- 設備投資・販路開拓
- 経営環境の整備

目次	
◆ 新着情報	◆ 【借換/リスタ/配座要請】
◆ 第1章 経営支援	◆ 日本公庫等の借仕債務の借換 20
◆ 経営相談窓口の開設	◆ 新型コロナ特別リスタフェーズ...21
◆ 専門家によるアドバイス	◆ 金融機関等への配座要請 ...22
	◆ その他
◆ 第2章 資金繰り支援	◆ 小規模企業共済の特別緊急経営安定貸付等 23, 24
◆ 資金繰り支援内容一覧	◆ 経路マップ(返済の特典) 25, 26
◆ 新型コロナウイルス特別貸付	◆ 2020年度中小企業向け特別融資 27
◆ 新設/再建による危機対応融資	◆ 第3章 設備支援
◆ 商工中企による危機対応融資	◆ 持続化給付金 ...28, 29
◆ 新型コロナウイルス対策で業績悪化	◆ 設備投資給付金 ...30
◆ 特別付子補助制度(実業研修子)	◆ 第4章 設備投資・販路開拓支援
◆ セーフティネット貸付の要件確認	◆ 【生産性革命推進事業】
◆ 【設備投資/生産性向上】	◆ 生産性革命推進事業 ...31, 32
◆ 設備投資一覧	◆ 中小の設備投資に伴う設備者の研修支援等(労働者の研修) ...33
◆ 生産性向上支援プログラム特別貸付	◆ 持続化補助 ...34, 35
◆ 生産性向上支援プログラム特別貸付	◆ 設備投資補助 ...36
◆ 特別付子補助制度(実業研修子)	◆ 【サプライチェーン改善】
◆ 生産性向上支援プログラム特別貸付	◆ サプライチェーン改善のための...
◆ 設備投資/生産性向上	◆ 海外サプライチェーン多様化等支援事業 ...38
◆ 特別付子補助制度(実業研修子)	◆ 【設備開拓支援】
◆ セーフティネット貸付4号-5号	◆ JAPANアジア育成支援事業 ...39
◆ 危機対応保証 ...18	◆ 中小企業・産地の海外展開支援事業...40
◆ 民間金融機関における実質無料子・無担保融資 ...19	

○ 『市町』の支援制度について（関連サイトへのリンク）

■ J-Net 21（中小企業基盤整備機構が運営）

「広島県 補助金 助成金 融資情報」

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/regional/hiroshima.html>



**広島県**

- 新型コロナウイルスによる影響を受けた事業者に対する支援について
- 補助金：新型コロナウイルス影響事業者緊急支援事業「広島県はなはなしいろプロジェクト」
- 広島市中企業基盤整備（緊急特別融資）(PDFファイル44.7KB)

**呉市**

- 助成金：呉市小規模企業基盤整備助成金
- 【経費終了】支援金：広島県感染拡大防止協力支援金（呉市、広島県共同）
- 補助金：呉市事業の補助金
- 補助金：小規模事業者持続化補助金における新型コロナウイルスの影響を受けた事業者の助成の措置について（呉市側の発行）
- 社会保険労務士へ広島県に依頼できるよう呉市から助成します。(PDFファイル512KB)
- 行政書士へ広島県に依頼できるよう呉市から助成します。(PDFファイル611KB)
- 相談：新型コロナウイルス感染症による経済支援に関する相談窓口一覧 (PDFファイル289KB)